

第 1 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和5年1月13日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第1号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料1)

2 請 願 ・ 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (3) 令和4年度「お祝いの言葉」について (資料2)

4 報 告

- (1) 教育長報告
- ① 令和4年第四回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料3)
- ② 令和4年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について (資料4)
- ③ その他

議案第1号

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和5年1月13日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和 5 年 1 月 13 日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、休業補償等に係る補償基礎額について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。(別表関係)

(1) 経験年数 5 年未満の場合

ア 学校医および学校歯科医 7,059円 → 7,194円

イ 学校薬剤師 6,135円 → 6,240円

(2) 経験年数 5 年以上10年未満の場合

ア 学校医および学校歯科医 8,730円 → 8,820円

イ 学校薬剤師 7,215円 → 7,260円

(3) 経験年数10年以上15年未満の場合

ア 学校医および学校歯科医 11,448円 → 11,481円

イ 学校薬剤師 8,937円 → 8,943円

3 施行期日

公布の日

感染対策としての「黙食」中止を求める請願

練馬区教育委員会 教育長 殿

令和4年12月27日

住所

氏名

電話

Eメール

1. 請願の理由

①感染対策としての「黙食」指導の違法性

楽しく会話しながら食事をすることは、人間として当たり前の行為であり、それを禁止・制限する「黙食」の指導は人権の侵害であり、次の法令に違反している。

(1) 感染症予防法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

第三条

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

国や地方公共団体は、感染対策を実施する際に「人権を尊重しなければならない」と規定されている。黙食の指導は人権を侵害しており、この規定に反している。

(2) 人権教育啓発法(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」教育委員会および公立学校が生徒に黙食を強いることは人権侵害であり違法である。

②黙食の弊害

全国で子どもの不登校・自殺者は過去最多を記録しており、学校生活や教育活動の中での感染対策が、健康や発育、発達に悪影響を与えている懸念があり、黙食もその大きな要因であることが指摘されている。給食時間には黙って前を向いたまま一人で食べる「黙食」によって、本来なら友達と共に楽しく味わうことで子ども達の情緒を育み、健やかな育ちを支える「食育」としての重要な機会が奪われている。黙食が取り入れられるようになってから、およそ9割の児童・生徒が給食時間に楽しさを感じられず、コロナ禍以前と比べて残飯の量が大幅に増えたという給食センターからの報告もある(2021年中京テレビ報道)。

医師を対象としたあるアンケート調査によると、小児科医の78%が「学校の黙食指導を見直すべき」と回答、という結果が出ている。(参考資料A 医師62%「学校の黙食指導見直しを」小児科では78%に)

また、全国有志医師の会(医師300人以上を含む医療従事者1300人以上の団体)は、「2019年までの生活を取り戻そう」という声明文で、黙食は過剰な感染対策であり不必要と考える旨を表明し、黙食をはじめとする過剰な感染対策をやめるよう呼びかけている。(参考資料B 全国有志医師の会 2019年までの生活を取り戻そう)

医師の会 2019年までの生活を取り戻そう)



③黙食の感染防止効果が不明

黙食は感染防止対策として行われているが、効果があることを示す客観的なエビデンスがどこにも存在せず、その効果が不明である。

④文部科学省および東京都のガイドラインは黙食を求めている

文部科学省から各自治体の教育委員会へ令和4年11月29日付で出された通知には、以下が記載されている。

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」から黙食に関する記述が削除されたこと
- ・衛生管理マニュアルにおいて、従前から必ず黙食とすることを求めていること
- ・給食時に会話を行うことが可能であること

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針 p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（五）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の实情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願ひします。

(参考資料 C 文科省通知「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について P2～P3)

東京都教育委員会のガイドラインにも「食事時に会話を行うことも可能」と記載されている。

Ⅰ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行う。
- 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。
- 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導する。
- 回し飲みは接触感染のリスクがあるため行わない。

(参考資料 D 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン P37)

文部科学省や東京都のガイドラインと異なる方針をとる場合、黙食の違法性や弊害に関する全責任を練馬区教育委員会が負うことになる。

⑤新型コロナの重症化率・致死率はすでにインフルエンザより低くなっている

厚生労働省・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの最新資料(2022/12/21)によると、新型コロナの重症化率・致死率は、2022年5月以降すべての年代において季節性インフルエンザより低くなっている。新型コロナの危険性がすでにインフルエンザより低くなっていることが示されており、新型コロナ以前にとられていた感染対策を行うだけで十分な状況である。

【別紙2】新型コロナウイルス感染症の重症化率等について							
		重症化率 (95%信頼区間)			致死率 (95%信頼区間)		
		60歳未満	60・70歳代	80歳以上	60歳未満	60・70歳代	80歳以上
新型コロナ	2021年7～10月	0.56% (0.47-0.65)	3.82% (3.12-4.77)	10.21% (7.65-13.27)	0.08% (0.05-0.12)	1.34% (0.95-1.91)	7.92% (5.69-10.70)
	2022年1～2月	0.03% (0.02-0.04)	1.22% (1.03-1.43)	5.04% (4.51-5.62)	0.01% (0.00-0.01)	0.70% (0.56-0.87)	4.57% (4.06-5.12)
	2022年3～4月	0.03% (0.02-0.04)	0.79% (0.63-0.99)	3.50% (2.91-4.17)	0.01% (0.00-0.01)	0.43% (0.31-0.58)	3.12% (2.56-3.76)
	2022年5～6月	0.01% (0.01-0.03)	0.34% (0.21-0.51)	1.66% (1.18-2.26)	0.00% (0.00-0.01)	0.14% (0.07-0.27)	1.53% (1.09-2.12)
	2022年7～8月	0.01% (0.01-0.02)	0.26% (0.22-0.31)	1.86% (1.68-2.06)	0.00% (0.00-0.01)	0.18% (0.15-0.23)	1.69% (1.51-1.88)
【参考】							
季節性インフルエンザ		0.03%	0.37%	2.17%	0.01%	0.19%	1.73%

(参考資料 E 第 111 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和 4 年 12 月 21 日)資料4
新型コロナの重症化率・致死率について P4)

以上の理由から次の事項についてお願いいたします。

2. 請願事項

- ① 新型コロナの重症化率・致死率がすでにインフルエンザより低くなっている現状が厚生労働省の資料によりデータで示されていることを、区内の全教育機関(学校、幼稚園等)に周知して下さい。
- ② 区内の全教育機関が①の周知内容を生徒等の家庭すべてに周知するよう、各教育機関に指導して下さい。
- ③ 文部科学省および東京都が感染対策として黙食を求めていることを、区内の全教育機関に周知して下さい。
- ④ 練馬区教育委員会が感染対策として黙食を求めないことを、区内の全教育機関に周知して下さい。
- ⑤ 黙食の指導を中止するよう、区内の全教育機関に指導して下さい。

文部科学省、東京都教育委員会が黙食を求めない方針に変更した今、黙食を求める現状の方針を練馬区教育委員会が独自の判断で継続する場合、その違法性や弊害について全責任を負うことになり、教育委員会や教育現場の教職員が責任を問われることになりかねません。請願の理由として挙げた内容を十分に考慮の上、請願事項の実現をご検討いただきますようお願いいたします。

3. 参考資料

- A 医師 62%「学校の黙食指導見直しを」小児科では 78%に(医療従事者向けサイトの記事)
- B 全国有志医師の会 2019年までの生活を取り戻そう
- C 文科省通知「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について
- D 東京都教育委員会 新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン
- E 第 111 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和 4 年 12 月 21 日)資料4

4. 回答期限

令和5年1月31日までの回答を希望します。

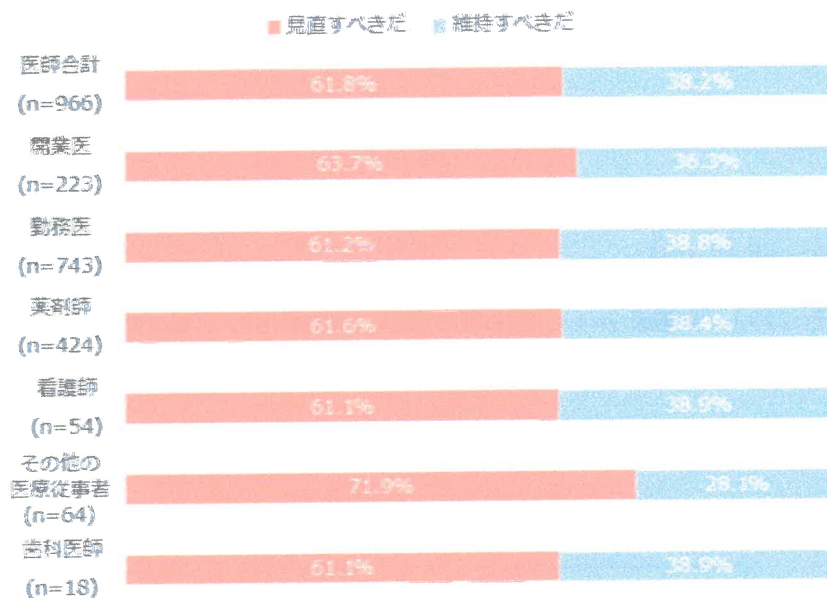
子どもたちの健やかな成長にとって重大な影響があるとの認識から、迅速な対応が必要であると考えます。子どもたちへの人権侵害が日常的に行われているという、現状の極めて異常な状態を一日でも早く改善していただくようお願いいたします。

医師62%「学校の黙食指導見直しを」小児科では78%に

「給食くらい楽しく」「大人が黙食しないなら…」

レポート 2022年7月3日 (日経通信 小川洋輔 (m3.com編集部))

ワクチン接種の進捗などによって、会食に関する制限が徐々に緩和される中、小学校などの給食でも、クラスメートと向き合わず黙って食べる「黙食」指導を見直す動きが出ている。m3.comの意識調査では、医師の61.8%が「黙食」を見直すべきだと答え、維持すべきだという回答を上回った。特に、小児科系の医師では78.4%が見直すべきだと回答した。



見直すべきだとの回答は、いずれの職種でも6割を超えた。

小児科系の医師 (n=51) に限ると、78.4%が見直すべきだと答えた。医師の年代別に見ると、35歳以上50歳未満で67.5%、35歳未満で65.3%と、やや見直しを求める割合が高かった。

コミュニケーションは大切

- 食事は栄養を取るとともに、人間にはコミュニケーションの意義もあります。黙って食べて栄養を取るだけでなく、動物と同じ。2年以上、黙って食事をするを指導されてきた子供たちの将来が心配です。(勤務医)
- 現在のCOVID-19に関しては子供の重症化率は非常に低く、不必要に子供の大切な学校生活を制限すべきではない。(勤務医)
- 騒がなければ普通の会話を許可すべきだ。(勤務医)
- コロナ禍で学校は過剰対応をし、面白いこと、楽しいことが学校生活から奪われている。(開業医)
- 現在、小児においてコロナ感染は脅威でないため、小児のコミュニケーションを優先すべき。(勤務医)
- 学校の給食くらい楽しく食べさせてあげたいです。クラスターにならない程度に。(開業医)
- 黙食はつまらない。みんなで楽しく食事をした方が良い！(勤務医)
- 集団生活をしている以上、感染症は仕方ないと思っている。むしろ体調が悪い時に休みにくい状況や言い出しにくい状況こそ改善する必要があると思う。(勤務医)
- 大人が黙食するなら継続、大人がしないなら終了。(開業医)
- さまざまな行事が中止された学校生活を送っており、感染症対策は続けつつも、徐々に緩和が必要な時期だと思う。給食時も、向かい合うわけでなければ、多少会話してもいいのではと。やってみて、感染者数が増大するなら取りやめるなど、実験的に対応しても良いのではないかと。(看護師)

- 大人が飲み会とかやってる中でいつまで子供に制限かけてるのか…。意味が分かりません。（薬剤師）

かわいそうだが対策継続を

- 低年齢の児童の感染対策は難しいが、「鉄は熱いうちに打て」と言われるように感染症の基本的マナーを習得させることは重要なことだと思います。後世への財産になるでしょう。（勤務医）
- 感染症対策ではなく、従来、食事摂取の行儀は黙食である。最近は礼儀・行儀の教育がなされていない。少なくとも騒ぎながら食事をするべきではない。（開業医）
- 子供達がかわいそうですが、感染対策は継続すべきです。（勤務医）
- 本当に難しい問題ですが、ふざけて必要以上に飛沫を飛ばす児童がいることを考慮して回答しました。（勤務医）
- マスク、手洗い、黙食でインフルエンザの流行も無く非常に良いことだと思う。給食時間以外でコミュニケーションを図ればいいのでは？（開業医）
- 学校では相変わらずクラスターが発生し、そのウイルスが家族に感染を繰り返しているので、子どもは確かに重症化しにくくても、その子どもたちが基礎疾患がある高齢者や大人にうつしているかぎり厳しく指導すべき。（開業医）

学校給食、黙って食べるべき？

回答期間: 2022年6月24日 (金)~6月27日 (月)

回答済み人数: 1526人 (開業医:223人/勤務医:743人/歯科医師:18人/看護師:54人/薬剤師:424人/その他の医療従事者:64人)

シリーズ [m3.com意識調査](#) ▶

記事検索



2019年までの生活を取り戻そう

私達全国有志医師の会は、現在のコロナ感染症に対する常時マスク着用・検温・消毒・黙食・学校行事制限などの感染対策は過剰であり不必要と考えます。

推奨されている“感染対策”は本当に感染予防に役立っているのでしょうか。それによって失っているものはないのでしょうか。パンデミックが始まってもう3年が経ちました。もう一人一人が自分の頭で考え直してみる時ではないのでしょうか？

コロナパンデミックの初期から極期にかけて欧米ではロックダウンが施行され、マスク着用も義務化されました。しかし、これは人間の人権・自由を制限する行為だったことから、コロナウイルスが弱毒化し、感染は持続するが許容できる状態になると、いち早く制限を解きました。国家権力で人権・自由を制限するのは、最低限にとどめなければいけないからです。

その一方、日本では憲法に国家緊急権が規定されていないためロックダウンは行われませんでした。緊急事態宣言や強い推奨という形で人権と自由を制限してきました。

今流行しているコロナウイルスはもはや「新たな」ウイルスとは言えず、SARS-CoV-2 やそれに由来するさまざまな変異体、特にオミクロン変異体とその亜型の流行以来、既に多くの人が感染によって免疫を得ていると思われます。

オミクロン株以降、重症化率・致死率はともに季節性インフルエンザ以下ともなりました。本来政府はもっと早い段階で「新型ウイルス感染症ではなくなった」「脅威の感染症ではなくなった」と宣言し、過剰な感染対策は全撤廃すべきだったと思います。それはすでに述べたように、人権・自由の制限は最低限にとどめなければならないからです。

しかし今現在もなお感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」（に含まれる「新型コロナウイルス感染症」）に分類され、政府は2020年からほとんど変わらない過剰な感染対策を漫然と推奨し続け、「協力をお願いします」という形で私達の生活を制限し続けています。

過剰な感染対策のしわ寄せは、社会的に弱い立場にある人々、なかでも子どもたちに及んでいます。お互いの表情や口の動きから言語や社会性を獲得していく大切な時期にマスク常時着用・黙食・パーティーション・根拠の無い運動会や学校祭ルール・行事取り止めなどを行うことによって、子供たちがのびのびと生きる社会環境が奪われています。

子どもたちはただまっさらで、大人の言うことに従うしかないので。子どもたちにこんな異様な状況が普通の世界だと錯覚して育ってほしくない。

日本の行く末が心配です。

現在のコロナ感染予防に、過剰な感染対策は必要ありません。ぜひ一度立ち止まって考えてみて下さい。

あなたが「思いやり」と考えて実行している過剰な感染対策が、実はあなたの周りの人々を萎縮させ硬直させ、ますます2019年までの生活に戻るのを阻んでいるかもしれません。

周りがしているから、周りの目が怖いから、それだけの理由で過剰な感染対策を続けること、周囲に強いることはもうやめにしませんか？

一人一人が改めて考え、未来ある子供たちのために一日も早く強制や推奨、制限のない2019年までの生活を取り戻す努力をみんなでやってまいりましょう。

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。

事務連絡
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参照いただくようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしく申し上げます。

2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めているところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をを行うことも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願いいたします。

3. その他

- ・ 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- ・ マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願いいたします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

資料^D※（該当部分の抜粋）

**新型コロナウイルス感染症対策と
学校運営に関するガイドライン
【都立学校】**

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～

改訂版 ver. 5

令和4年12月6日
東京都教育委員会

ウ 体育館等でガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔をおおむね2m（最低1m）確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

エ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、飛沫を飛ばさないよう、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの指導を行う。
- 座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、食事の時間において、児童・生徒等の間で会話を行うことも可能である。
- 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導する。
- 回し飲みは接触感染のリスクがあるため行わない。

オ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒等が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、清掃前後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

キ 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項をホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用、手洗いの励行
- ・3つの「密」を避けた行動

※ **地域の感染状況等により、警戒度を上げなければならない場合**

- 登校しない日や休日においても、生徒のみの買い物や会食など不要不急の外出を控える。

新型コロナウイルスの重症化率・致死率とその解釈に関する留意点について

- 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを判断するに当たっては、病原性（重篤性）と感染力、それらによる国民への影響を考慮する必要がある。また、今後の変異の可能性や、病原性（重篤性）と感染力を踏まえて、どのように医療で受け止めていくかを考慮する必要がある。【参考1】
- 自治体の協力のもと新型コロナウイルスの重症化率・致死率を集計しており、その結果は【別紙1～2】のとおり。
- これらのデータの解釈にあたっては以下のような専門家の指摘（※）があることに留意が必要。

※第110回（R4.12.14）ADB資料3-11参照

- ・ COVID-19の重症度は病原性が一定程度低いとされるオミクロン株が流行株の主体となり、さらに多くの人が自然感染あるいはワクチンによる免疫を獲得したことにより、発生初期と比較して低下しているものの、循環器疾患をはじめとする合併症や罹患後症状のリスクがある。
- ・ COVID-19による死亡インパクトを考えるにあたっては、超過死亡を考慮する必要がある。
- ・ COVID-19と季節性インフルエンザの致死率や重症化率を比較することについては、現在示されているデータは、ほとんどの場合異なる方法で集められたものであり、直接比較するにあたっては留意が必要である。

【参考1】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ及び判断に当たっての考慮要素について

第109回 (R4.12.7) ADB資料4 (事務局提出資料)

【法律上の定義】

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)

(定義等)

第六条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一・二 (略)

三 新型コロナウイルス感染症 (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該**感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある**と認められるものをいう。)

四 (略)

8～24 (略)

【判断に当たっての考慮要素】

以下の考慮要素を踏まえ、上記「新型インフルエンザ等感染症」の定義への該当性を総合的に判断。

○ 病原性 (重篤性)

オミクロン株においても季節性インフルエンザよりも致死率が高いとされているが、累積患者数の増加、ワクチン接種の進展、治療薬の普及などを踏まえ、現時点における病原性についてどのように考えるか

○ 感染力

オミクロン株は感染力が強いとされているが、累積患者数の増加等を踏まえて、現時点における感染力についてどのように考えるか

⇒上記による「国民への影響」をどのように考えるか

○ 今後の変異の可能性

直近では抗原性の変異が主体となっているが、病原性が大きく上がるような変異の可能性についてどのように考えるか

○ 上記のほか、判断にあたって留意すべき点

病原性 (重篤性) と感染力を踏まえ、どのように医療で受け止めていくことが考えられるか

【別紙1】令和4年1～8月における新型コロナウイルスの重症化率・致死率について

- 協力の得られた石川県、茨城県、広島県のデータを使用し、令和4年1～8月に診断された新型コロナウイルス感染者を対象に、年齢階級別に重症化率及び致死率を2ヶ月毎（届出日基準）に算出した。
- 人工呼吸器を使用、ECMOを使用、ICU等で治療のいずれかの条件に当てはまる患者を重症者と定義し、重症化率は、経過中重症に至ったが、死亡とならなかった患者、重症化して死亡した患者、重症化の定義を満たさずに死亡した患者の合計を、感染者数で割ったものである。死亡者数は、COVID-19の陽性者であって、死因を問わず亡くなった者を計上^{※1}している。
- 本データは感染者が療養及び入院期間が終了した際のステータス又は期間の終了日から30日経過した時点でのステータスに基づき算出しており、今後重症者数や死亡者数は増加する可能性がある点に留意。

	年齢	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上
R.4 ^{※2} 1～2月	感染者数(人)	18,511	17,400	18,549	18,274	17,354	10,598	6,887	5,357	3,949	2,159
	重症/死亡者数(人)	4/0	0/0	0/0	1/0	8/3	13/3	40/20	109/66	168/145	140/134
	重症化率(%) (95%信頼区間 ^{※3})	0.02 (0.01-0.06)	0 (0.00-0.02)	0 (0.00-0.02)	0.01 (0.00-0.03)	0.05 (0.02-0.09)	0.12 (0.07-0.21)	0.58 (0.42-0.79)	2.03 (1.67-2.45)	4.25 (3.65-4.93)	6.48 (5.48-7.61)
	致死率(%) (95%信頼区間)	0 (0.00-0.02)	0 (0.00-0.02)	0 (0.00-0.02)	0 (0.00-0.02)	0.02 (0.00-0.05)	0.03 (0.01-0.08)	0.29 (0.18-0.45)	1.23 (0.95-1.56)	3.67 (3.11-4.31)	6.21 (5.23-7.31)
R.4 ^{※2} 3～4月	感染者数(人)	28,020	25,422	20,055	23,085	21,106	10,957	5,864	3,711	2,287	1,112
	重症/死亡者数(人)	5/0	1/0	1/0	4/0	7/2	18/5	19/6	57/35	71/61	48/45
	重症化率(%) (95%信頼区間)	0.02 (0.01-0.04)	0.00 (0.00-0.02)	0.00 (0.00-0.03)	0.02 (0.00-0.04)	0.03 (0.01-0.07)	0.16 (0.10-0.26)	0.32 (0.20-0.51)	1.54 (1.17-1.99)	3.10 (2.43-3.90)	4.32 (3.20-5.68)
	致死率(%) (95%信頼区間)	0 (0.00-0.01)	0 (0.00-0.01)	0 (0.00-0.02)	0 (0.00-0.02)	0.01 (0.00-0.03)	0.05 (0.01-0.11)	0.10 (0.04-0.22)	0.94 (0.66-1.31)	2.67 (2.05-3.41)	4.05 (2.97-5.38)
R.4 5～6月	感染者数(人)	14,036	13,564	12,285	12,855	11,318	6,059	3,571	2,683	1,591	757
	重症/死亡者数(人)	0/0	0/0	1/0	5/0	2/1	4/2	7/2	14/7	19/17	16/15
	重症化率(%) (95%信頼区間)	0 (0.00-0.03)	0 (0.00-0.03)	0.02 (0.00-0.06)	0.02 (0.00-0.07)	0.02 (0.00-0.06)	0.05 (0.01-0.14)	0.25 (0.12-0.48)	0.45 (0.23-0.78)	1.19 (0.72-1.86)	2.64 (1.62-4.05)
	致死率(%) (95%信頼区間)	0 (0.00-0.03)	0 (0.00-0.03)	0 (0.00-0.03)	0 (0.00-0.03)	0.01 (0.00-0.05)	0.03 (0.00-0.12)	0.08 (0.02-0.25)	0.22 (0.08-0.49)	1.07 (0.62-1.71)	2.51 (1.52-3.89)
R.4 7～8月	感染者数(人)	59,685	58,331	61,437	65,130	68,434	47,458	30,098	22,355	13,032	6,030
	重症/死亡者数(人)	8/0	4/0	3/1	9/4	11/2	17/11	34/21	104/76	191/165	164/157
	重症化率(%) (95%信頼区間)	0.01 (0.01-0.03)	0.01 (0.00-0.02)	0.00 (0.00-0.01)	0.01 (0.01-0.03)	0.02 (0.01-0.03)	0.04 (0.02-0.06)	0.11 (0.08-0.16)	0.47 (0.38-0.56)	1.47 (1.27-1.69)	2.72 (2.32-3.16)
	致死率(%) (95%信頼区間)	0 (0.00-0.01)	0 (0.00-0.01)	0 (0.00-0.01)	0.01 (0.00-0.02)	0.00 (0.00-0.01)	0.02 (0.01-0.04)	0.07 (0.04-0.11)	0.34 (0.27-0.43)	1.27 (1.08-1.47)	2.60 (2.22-3.04)

※1 茨城県は医師の判断において明らかに別の死因によるもの（溺死や交通外傷等）は除外して集計している。

※2 令和4年1～2月、3～4月のデータは再掲。（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000987078.pdf>）

※3 95%信頼区間はClopper-Pearson's exact binomial confidence intervalにより算出。

※4 感染者数は感染症法に基づく報告による新型コロナウイルス感染症の陽性者であり、無症候性病原体保有者を含む全ての感染者を補足できておらず、重症化率・致死率を過大評価している可能性がある。3各期間における感染者数、重症者数、死亡者数を単純に集計しており、背景因子等が調整されていないことに留意が必要。

【別紙2】新型コロナウイルス感染症の重症化率等について

	重症化率 (95%信頼区間)			致死率 (95%信頼区間)		
	60歳未満	60・70歳代	80歳以上	60歳未満	60・70歳代	80歳以上
2021年7～10月	0.56% (0.47-0.65)	3.88% (3.12-4.77)	10.21% (7.65-13.27)	0.08% (0.05-0.12)	1.34% (0.90-1.91)	7.92% (5.66-10.70)
2022年1～2月	0.03% (0.02-0.04)	1.22% (1.03-1.43)	5.04% (4.51-5.62)	0.01% (0.00-0.01)	0.70% (0.56-0.87)	4.57% (4.06-5.12)
2022年3～4月	0.03% (0.02-0.04)	0.79% (0.63-0.99)	3.50% (2.91-4.17)	0.01% (0.00-0.01)	0.43% (0.31-0.58)	3.12% (2.56-3.76)
2022年5～6月	0.01% (0.01-0.03)	0.34% (0.21-0.51)	1.66% (1.18-2.26)	0.00% (0.00-0.01)	0.14% (0.07-0.27)	1.53% (1.08-2.12)
2022年7～8月	0.01% (0.01-0.02)	0.26% (0.22-0.31)	1.86% (1.68-2.06)	0.00% (0.00-0.01)	0.18% (0.15-0.23)	1.69% (1.51-1.88)

【参考】

季節性インフルエンザ (H1N1) pdm2009	0.03%	0.37%	2.17%	0.01%	0.19%	1.73%
新型コロナウイルス (H1N1) pdm2009	0.01%	0.05% (60歳代)	0.07% (70歳以上)	0.001%	0.015% (60歳代)	0.028% (70歳以上)

※ 新型コロナウイルスの重症化率 (致死率) は協力の得られた3自治体のデータを使用し、2021年7～10月 (デルタ株流行期)、2022年1～8月 (オミクロン株流行期) に診断された新型コロナウイルス感染症のうち、死亡または重症化 (死亡) した割合であり、感染者が療養及び入院期間が終了した際のステータス又は期間の終了日から30日以上経過した時点でのステータスに基づき算出している。季節性インフルエンザの重症化率 (致死率) はNDBIにおける2017年9月～2020年8月までに診断または抗原検査を処方された患者のうち、28日以内に死亡または重症化 (死亡) した割合である。新型コロナウイルス (H1N1) pdm2009については、2009年7月28日～2010年3月16日までで自治体から厚労省に報告された死亡例及び入院患者のデータにより収集された重症化率を、2009年7月27日～2010年3月23日までで抗原検査点から報告された患者数から推計された推計受診患者数で除して算出している。95%信頼区間はClopper-Pearson's exact binomial confidence interval により算出。

※ それぞれの重症化率や死亡者の定義については以下を参照。新型コロナウイルスと季節性インフルエンザ、新型コロナウイルスの重症化率の定義は厳密にはそれぞれ異なっている点に留意。
 ・新型コロナウイルス <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000929082.pdf> ・季節性インフルエンザ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000906106.pdf>
 ・新型コロナウイルス pdm2009 <http://idsc.nih.gov/dwr/doutko/2010d/10doutko.html> <https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/houdou/2010/03/dl/Intfu0317-01.pdf>

疾患	重症者・重症化率の定義
新型コロナウイルス (3自治体集計)	重症者：人工呼吸器を使用、ECMOを使用、ICU等で治療のいずれかの条件に当てはまる患者。 重症化率：経過中重症に至ったが、死亡とならなかった患者、重症化して死亡した患者、重症化せず死亡した患者の合計を、感染者数で割ったもの。
季節性インフルエンザ (NDBデータ)	重症者：ICU利用または人工呼吸器を使用した患者。 重症化率：死亡と重症化のいずれかが発生した患者の合計を、感染者数 (インフルエンザ療養病名付与または抗原検査で割ったもの)。
新型コロナウイルス (H1N1)pdm2009 (自治体集計・推計患者数)	重症者：入院患者 (全数届出のうち、急性脳症、人工呼吸器を使用、入院中の集中治療室入室のいずれかの条件に当てはまる患者)。 重症化率：前述の重症者 (重症化せず死亡した患者は含まない) をインフルエンザ定点報告から算出された推計患者数で割ったもの。

※ 年齢階級別の重症化率においても概ね同様の傾向が見られるが、比較する際にはステータスの違いや背景因子が調整されていない点等に留意が必要。
 ※ 新型コロナウイルスは療養及び入院期間が終了した際のステータス又は期間終了日から30日以上経過した時点でのステータスに基づき算出しており、特に致死率について過少である可能性がある。茨城県は医師の判断において明らかに別の死因によるもの (暴死や交通外傷等) は除外して集計している。また、新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ・新型コロナウイルスは3者とともに分母に未受診者が含まれないため、重症化 (致死) 率が過大である可能性がある。特に新型コロナウイルスについては、検査キヤパシティーや外来ひび追等により時期によっても変動がある点に留意。

<出典>・第90回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 事務局提出資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000964409.pdf>)
 ・第74回厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード 野田先生提出資料 (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000906106.pdf>) を再集計
 ・国立感染症研究所 IDWR2010年第10号 (<http://idsc.nih.gov/dwr/doutko/2010d/10doutko.html>) 及び厚労省データ (<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/houdou/2010/03/dl/Intfu0317-01.pdf>) を再集計

令和 5 年 1 月 13 日

教育振興部教育指導課

令和 4 年度「お祝いの言葉」について

令和 4 年度練馬区立幼稚園の修了式ならびに練馬区立小学校、中学校および小中一貫教育校の卒業式にあたり、「お祝いの言葉」（案）を作成したので報告する。

記

1 お祝いの言葉（案）

- | | | |
|------------------|-------|------|
| (1) 幼稚園 | | 別紙 1 |
| (2) 小学校 | | 別紙 2 |
| (3) 中学校 | | 別紙 3 |
| (4) 小中一貫教育校大泉桜学園 | | 別紙 4 |

2 修了式および卒業式の日程

- | | | |
|------------------|-------|----------------------|
| (1) 幼稚園 | | 令和 5 年 3 月 16 日（木） |
| (2) 小学校 | | 令和 5 年 3 月 24 日（金） |
| (3) 中学校 | | } 令和 5 年 3 月 17 日（金） |
| (4) 小中一貫教育校大泉桜学園 | | |

お祝いの言葉（幼稚園）（案）

〇〇幼稚園、年長組の皆さん、修了おめでとうございます。

今、皆さんは、園長先生から修了証書をいただきました。修了証書を受け取る皆さんの姿は、大変立派でした。園長先生や担任の先生、そしてご家族の方も、とても喜ばれていることと思います。

皆さんは〇〇幼稚園で過ごす中で、自分のことは自分です、友達と仲よくする、時には我慢するなど、いろいろなことを学んで、たくさんの方ができるようになりました。友達と楽しく過ごしたこの2年の間に、背が伸び、力もついて、心も体も大きく育ちました。先生方から教えていただいたことや、友達と協力してがんばったことは、これからの生活できっと役に立つはずです。

4月になると皆さんは、小学校に入学します。小学校では、国語や算数など、いろいろなことを勉強します。いろいろな勉強をしていく中で、好きなことや得意なことをたくさん増やし、自分の力にしてください。

また、友達と一緒に、広い校庭や体育館で遊んだり運動したりすることができます。小学校のお兄さんやお姉さんも、皆さんが入学してくることをとても楽しみに待っています。新しいお友達をたくさんつくって、みんなと仲良く、元気に学校に通ってください。

保護者の皆様、お子さまの幼稚園の修了、真におめでとうございます。コロナ禍においては、様々な教育活動に制限がありましたが、こうして健やかに成長されたお子さまを前に、喜びもひとしおのことと存じます。幼稚園では園児の思いや願いを大切にしながら、教育の充実に努めてまいりました。

練馬区では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために教員研修を実施するほか幼稚園、保育園と小学校との協議の場を設けるなど連携を進め、育ちと学びの連続性を大切にしております。一人ひとりのお子さまが小学校においても、幼稚園で身に付けたことを基に、それぞれの良さを十分に発揮して、心豊かに、たくましく成長されますことを心より願っております。

結びにあたり、入園以来、優しく、時には厳しく、子供たちの教育にご尽力いただいた園長先生をはじめ、教職員の皆様、そして本園の教育を支えてくださいました保護者、地域の皆様に、心からお礼を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和5年3月16日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

お祝いの言葉（小学校）（案）

卒業生の皆さん、本日ここに、小学校の全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、皆さんはケヤキやキンモクセイという植物の名を聞いたことがありますか。これらは、練馬区名誉区民の牧野 富太郎（まきのとみたろう）博士によって名付けられた植物です。牧野博士は生涯を通して40万点の植物の標本を収集し、約1,500種もの植物に名を付けました。牧野博士は晩年、練馬区の東大泉に居住され、その住居は現在「牧野記念庭園」として整備され公開されています。牧野博士の生涯をテーマとしたNHK連続テレビ小説「らんまん」が来月から放映されます。本日は「日本の植物分類学の父」と呼ばれる牧野博士について、お話をします。

牧野博士は文久2年（1862年）に生まれ、幼い頃に両親を病気で亡くし、高知県で祖母に育てられました。当時、牧野博士が暮らしていた所には様々な植物が生息していて、一つとして同じ形がない植物に興味をもちました。牧野博士は十歳から寺子屋で様々な学問を学び、住んでいた地域に小学校が出来たときには、小学校で学ぶ内容を理解している状況でした。そのため、牧野博士は小学校には行かず、自分の興味関心があるもの、幼い頃から大好きだった植物について、独学で植物の勉強を始めました。牧野博士は成長するにつれ、専門的な植物の知識を学びたい、日本の様々な植物をたくさんの人に伝えたいと思うようになりました。そうしていた時、牧野博士の熱意に心を打たれた大学教授から研究室への出入りを特別に許可され、東京帝国大学、現在の東京大学で植物の勉強を始めることができました。

牧野博士は国内の様々な地域に出向き、名付けられていない植物を見つけては、植物の成り立ちなど一つ一つ細かく絵に描き、本にまとめて発表していきました。やがて、牧野博士の数々の発見は世界からも注目されはじめました。そして、牧野博士は65歳の時に、投稿した論文が認められ「理学博士」となりました。苦しい状況の中にあっても、自分の研究が日本の植物学界全体の発展につながると強く信じ、生涯を通して日本の植物分類学の礎を築いたのです。

卒業生の皆さんにとって新型コロナウイルス感染症が拡大したこの3年間は、様々な制限がある中であっても今できることに挑戦し続けてきたことと思います。皆さんには、自分が生涯にわたって全力で取り組める夢や目標に向かって進んでほしいと思っています。そして、その実現に向けた歩みの中で、たとえ困難な状況に遭ったとしても、牧野博士のように強い信念と情熱をもって、あきらめずに物事に取り組む、学び続ける人であってほしいと願っています。

保護者の皆様、お子様のご卒業、真におめでとうございます。お子様が練馬区の小学校で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きてゆくための大きな力になるものと確信しております。

結びにあたり、これまで熱意をもって児童をご指導いただきました校長先生をはじめ、教職員の先生方、本校の教育を理解し、温かいご支援ご協力をいただきました保護者や地域の皆様、そして、児童のためにご尽力いただきました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和5年3月24日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

お祝いの言葉（中学校）（案）

卒業生の皆さん、本日ここに、中学校の全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、皆さんはケヤキやキンモクセイという植物の名を聞いたことがありますか。これらは、練馬区名誉区民の牧野 富太郎（まきのとみたろう）博士によって名付けられた植物です。牧野博士は生涯を通して40万点の植物の標本を収集し、約1,500種もの植物に名を付けました。牧野博士は晩年、練馬区の東大泉に居住され、その住居は現在「牧野記念庭園」として整備され公開されています。牧野博士の生涯をテーマとしたNHK連続テレビ小説「らんまん」が来月から放映されます。本日は「日本の植物分類学の父」と呼ばれる牧野博士について、お話をします。

牧野博士は文久2年（1862年）に生まれ、幼い頃に両親を病気で亡くし、高知県で祖母に育てられました。当時、牧野博士が暮らしていた所には様々な植物が生息していて、一つとして同じ形がない植物に興味をもちました。牧野博士は十歳から寺子屋で様々な学問を学び、住んでいた地域に小学校が出来たときには、小学校で学ぶ内容を理解している状況でした。そのため、牧野博士は小学校には行かず、自分の興味関心があるもの、幼い頃から大好きだった植物について、独学で植物の勉強を始めました。牧野博士は成長するにつれ、専門的な植物の知識を学びたい、日本の様々な植物をたくさんの人に伝えたいと思うようになりました。そうしていた時、牧野博士の熱意に心を打たれた大学教授から研究室への出入りを特別に許可され、東京帝国大学、現在の東京大学で植物の勉強を始めることができました。

牧野博士は国内の様々な地域に出向き、名付けられていない植物を見つけては、植物の成り立ちなど一つ一つ細かく絵に描き、本にまとめて発表していきました。やがて、牧野博士の数々の発見は世界からも注目されはじめました。そして、牧野博士は65歳の時に、投稿した論文が認められ「理学博士」となりました。苦境の中にあっても、自分の研究が日本の植物学界全体の発展につながると強く信じ、生涯を通して日本の植物分類学の礎を築いたのです。

卒業生の皆さんにとって新型コロナウイルス感染症が拡大したこの3年間は、様々な制限がある中であっても今できることに挑戦し続けてきたことと思います。皆さんには、自分が生涯にわたって全力で取り組める夢や目標に向かって進んでほしいと思っています。そして、その実現に向けた歩みの中で、たとえ困難な状況に遭ったとしても、牧野博士のように強い信念と情熱をもって、あきらめずに物事に取り組む、学び続ける人であってほしいと願っています。

保護者の皆様、お子様のご卒業、真におめでとうございます。お子様が練馬区の中学校で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きてゆくための大きな力になるものと確信しております。

結びにあたり、これまで熱意をもって生徒をご指導いただきました校長先生をはじめ、教職員の先生方、本校の教育を理解し、温かいご支援ご協力をいただきました保護者や地域の皆様、そして、生徒のためにご尽力いただきました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和5年3月17日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

お祝いの言葉（小中一貫教育校）（案）

卒業生の皆さん、本日ここに、小学校・中学校それぞれの全課程を修了し、卒業の日を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

さて、皆さんはケヤキやキンモクセイという植物の名を聞いたことがありますか。これらは、練馬区名誉区民の牧野 富太郎（まきのとみたろう）博士によって名付けられた植物です。牧野博士は生涯を通して40万点の植物の標本を収集し、約1,500種もの植物に名を付けました。牧野博士は晩年、練馬区の東大泉に居住され、その住居は現在「牧野記念庭園」として整備され公開されています。牧野博士の生涯をテーマとしたNHK連続テレビ小説「らんまん」が来月から放映されます。本日は「日本の植物分類学の父」と呼ばれる牧野博士について、お話をします。

牧野博士は文久2年（1862年）に生まれ、幼い頃に両親を病気で亡くし、高知県で祖母に育てられました。当時、牧野博士が暮らしていた所には様々な植物が生息していて、一つとして同じ形がない植物に興味をもちました。牧野博士は十歳から寺子屋で様々な学問を学び、住んでいた地域に小学校が出来たときには、小学校で学ぶ内容を理解している状況でした。そのため、牧野博士は小学校には行かず、自分の興味関心があるもの、幼い頃から大好きだった植物について、独学で植物の勉強を始めました。牧野博士は成長するにつれ、専門的な植物の知識を学びたい、日本の様々な植物をたくさんの人に伝えたいと思うようになりました。そうしていた時、牧野博士の熱意に心を打たれた大学教授から研究室への出入りを特別に許可され、東京帝国大学、現在の東京大学で植物の勉強を始めることができました。

牧野博士は国内の様々な地域に出向き、名付けられていない植物を見つけては、植物の成り立ちなど一つ一つ細かく絵に描き、本にまとめて発表していきました。やがて、牧野博士の数々の発見は世界からも注目されはじめました。そして、牧野博士は65歳の時に、投稿した論文が認められ「理学博士」となりました。苦しい状況の中にあっても、自分の研究が日本の植物学界全体の発展につながると強く信じ、生涯を通して日本の植物分類学の礎を築いたのです。

卒業生の皆さんにとって新型コロナウイルス感染症が拡大したこの3年間は、様々な制限がある中であっても今できることに挑戦し続けてきたことと思います。皆さんには、自分が生涯にわたって全力で取り組める夢や目標に向かって進んでほしいと思っています。そして、その実現に向けた歩みの中で、たとえ困難な状況に遭ったとしても、牧野博士のように強い信念と情熱をもって、あきらめずに物事に取り組む、学び続ける人であってほしいと願っています。

保護者の皆様、お子様のご卒業、真におめでとうございます。お子様が東大桜学園で学んだことは、これからの社会生活の中で、主体的に生きてゆくための大きな力になるものと確信しております。

結びにあたり、これまで熱意をもって児童生徒をご指導いただきました校長先生をはじめ、教職員の先生方、本校の教育を理解し、温かいご支援ご協力をいただきました保護者や地域の皆様、そして、児童生徒のためにご尽力いただきました全ての方々に、心から感謝を申し上げ、お祝いの言葉といたします。

令和5年3月17日

練馬区長 前川耀男

練馬区教育委員会

令和 4 年第四回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

教育について 1

【質問】

約 3 年におよぶコロナ禍にあって、子供たちにコロナメンタルクライシスの兆候が見て取れると指摘されている。区内の教育現場ではどのような現状を把握しているのか。また、どのように対処しているのか伺う。

不登校についての分析では、コロナの影響で漠然とした不安や、生活リズムの乱れが指摘されているが、私が指摘したいのは給食機会の重要性である。食事と会話は切り離せず、子供たちの心と体をつくる土台となるものでもある。室内の喚気や配膳時のマスク着用、うがい手洗いの励行などは必須だが、その上で、高学年であれば、感染しにくい形・食べ方を自分たちでも考えさせるといように、日々の努力の積み重ねから、意外な突破口も見いだせるのではないかと所見を伺う。

【答弁】

全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと感じている練馬区の子供の割合が、コロナ前の令和元年度との比較で、令和 3 年度は小学校では 3.5 ポイント、中学校では 2 ポイント減少した。コロナ禍により様々な教育活動が制限されたことが、子供たちに影響しているものと考えている。

各学校では、気になる子供に対して、必要に応じて教職員やスクールカウンセラー、心のふれあい相談員が面談を行うなど、きめ細かく対応している。また、日常においては体験活動や協働的な学び、異学年交流等を積極的に取り入れ、子供が生き生きと主体的に取り組む教育活動を充実させ、運動会や合唱祭、宿泊行事など、学校行事にも取り組んだ。

今年度の調査結果では、学校に行くのが楽しいと感じている子供の割合は、小学校で 2 ポイント、中学校で 3.4 ポイント上昇と、回復傾向にある。

現在、練馬区立学校（園）の感染予防ガイドラインでは、食事前後の手洗いを励行し、飛沫を飛ばさず、向かい合わず、大声での会話を控えることとしている。各学校では、前述のような様々な活動や行事を行うことにより、コミュニケーションの充実を図っている。

感染状況や国・都の動向を注視しながら、引き続き児童生徒の心の安定と健全な育成に取り組んでいく。

教育について 2

【質問】

不登校実態調査の結果を見ると、きっかけが教師との関係、友人との関係、学力の場合など、原因別にどこに相談したか、不登校により何が不安だったかが分かっている。調査結果では、半数近くが卒業後にも関わりを求めており、切れ目のない見守り体制の必要性を感じる。所見を伺う。

また、進学先での状況等の追跡調査を実施したら、今後、青年期のどの時期にどのような支援によって寄り添うのか、参考になると考える。今後の調査の充実と更なる支援の充実に期待するが、区の所見を伺う。

小中学校にタブレットを配布完了してからおよそ 2 年が経過し、今や必然的なツールになっていると伺っている。子供たちの学びにどのような変化があったか、伺う。

Society 5.0 と称される、高度に進歩した情報技術が生活の中に溶け込んだ、未来に生きる子供たちの教育環境として、デジタル機器、IoT 機器、EdTech など、子供たちが自発的に未来に必要な技術を経験し、その先を予測して学びの場に向かうことができるように、

教育教材と教育環境の充実が必要であるとする。また、このことにより、学力向上および個に応じた学びの促進を図ることができるとする。所見を伺う。

【答弁】

区では、令和3年度から4年度までの2か年かけて、不登校を経験した中学校卒業生とその保護者、区立小中学校教員およびフリースクールを対象に、アンケート、インタビューによる調査を実施した。本調査は、不登校の実態を体系的にまとめた、全国でも例を見ない調査である。調査結果から、不登校経験者の約5割が、中学校卒業後に相談したいと思ったことがあり、そのうち約6割が実際に支援につながっていることなどがわかった。

学校教育支援センターでは、高校生年代の子供とその保護者を対象に相談・学習支援事業を実施している。若者サポートステーションでは、若者を対象に居場所事業などを行っている。中学校卒業後も支援が必要な子供に対しては、これらの事業を案内するなど、関係部署が連携して支援している。現時点において追加調査を行う考えはないが、調査結果を踏まえ、不登校対策方針の見直しに直ちに着手する。

学習指導要領では、急激に変化する予測困難な時代において、未来の創り手となる子供たちには、解決すべき課題を自ら見だし、主体的に考え、他者と積極的に関わりながら困難を乗り越えていく力を身に付けることが求められている。

学校においては、例えば、各自の考えをタブレットの画面上で即時に共有して、友達の考えと比べたり感想を伝え合ったりすることで、自分の考えを深めていく活動を多く採り入れている。また、小学校の児童会と中学校の生徒会がオンラインでいじめ問題の解決に向けた取組を紹介し、よりよい方法について話し合うといった交流活動も行っている。このような取組を通して、自ら考え自ら関わり合う主体性の育成を図っている。

令和6年度には、デジタル教科書の導入が予定されている。今後、デジタル教材の使用方法やタブレットの通信環境を検証のうえ必要な方策を講じることにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進していく。

不登校対策について

【質問】

練馬区は、平成28年度から不登校児童生徒の居場所支援事業について、法人への委託を開始しており、令和2年度までの5年間で、フリースクールの運営事業者などとの連携を進め、適応指導教室の委託を実施し、民間活力導入による学習支援を充実させてきた。区として、これまで進めてきた取組をどのように評価しているのか。また、今後の民間活力導入の拡大についての考えを併せて伺う。

区は、増加している不登校児童生徒の実態を詳細に把握するため、昨年度から今年度の2か年にわたり、独自に実態調査を行っている。今回の調査により、新たに見えてきた実態や課題について伺う。また、この結果を今後の不登校対策にどのように反映させていくのか、区の考えを伺う。

子供たちが一人一台タブレットを持つ時代になり、コロナ禍もあいまって、オンライン授業の配信や、タブレットを通して議論を深める授業が行われるなど、学習の形が変わりつつある。先日、戸田市の取組で、インターネット上の仮想空間「メタバース」を活用した、不登校児童への支援を開始したとの報道があった。ゲーム画面でキャラクターを動かすような感覚で、自分に見立てたアバターがメタバースの世界にある教室や会議室などを移動し、学習をし、アバター同士が会話する。学習機会の場を増やす、保証するためには、こうした方法も有効だと考えられる。しかし、義務教育段階の学校が、時代の流れだからとICTを活用した不登校対策に極端に舵を切ってしまうと良いものか大きな疑問を感じる。

学校は社会生活の基礎を培う場である。集団生活の中で学習を行い、子供同士が切磋琢磨し、良いことも、悪いことも、楽しいことも、時には痛いことや、苦しいことを経験し、広い校庭で体を鍛えて心身ともに成長する学び舎である。ICT教育が普及しだした今だからこそ、大切にしなければならない学校教育の意義があるはずである。区の所見を伺う。

【答弁】

原因が複雑多岐にわたる不登校の対応には、経験豊かな民間事業者との連携が有効である。区では、平成28年度から、居場所支援事業の委託を開始し、平成30年度には、発達障害などにより特別な支援が必要な不登校児童生徒への支援を委託した。また、令和3年度に上石神井地区に新設した適応指導教室では、教科学習のほか、体験活動や相談事業なども委託し、不登校対策の充実を図ってきた。

民間事業者の専門的な知見や豊かな経験により、小集団での学習が可能となり、体験活動が難しい児童生徒への支援の充実が図られた。また、区内2カ所目の適応指導教室の開設により、利便性が向上している。今後も、さらなる民間事業者の活用を検討していく。

区では、令和3年度から4年度まで2カ年かけて不登校を経験した中学校卒業者とその保護者、区立小中学校教員およびフリースクールを対象に、アンケート、インタビューによる調査を実施した。調査結果から、不登校の原因について当事者と学校との間に認識の差異があること、不登校だった生徒の約7割は、学習の遅れや進路に不安があり、学習などへの支援を求めていること、フリースクールなどの民間事業者は、区や学校との情報共有によるさらなる連携などを求めていることがわかった。本調査結果を踏まえ、不登校対策方針の見直しに直ちに着手する。

タブレット端末などのICT環境の整備により、習熟の程度に応じた個別学習や協働学習の充実、遠隔地との交流授業などが可能となった。

区では、ICT機器の活用拡大に向けて実践事例集の発行・活用や教員研修の充実を行うとともに、国が進めているデジタル教科書の実証事業に参加するなど、より効果的な活用について検証を進めている。

ICTは利便性の向上や指導の効率化が期待される一方で、実感を伴った理解が得られにくいといった課題も指摘されている。「練馬区教育・子育て大綱」の目標である「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」には、実体験を伴う学びの機会を持つことは重要であると考えている。ICT機器の活用促進とともに、体験活動の一層の充実を図っていく。

教育・子ども支援について

【質問】

中学校英語スピーキングテストについて、区内の受験生徒は何名で、不受験者の生徒は何名だったのか。また、区はどのような配慮をするのか。

都は、不受験者には、スピーキングテストの受験者数から平均を類推点として与えるとのことだが、かえって合否の状況に影響を及ぼすことになる。

練馬区は、すでにGTECを活用した英語スピーキングテストを行っていることから有利のようだが、GTECを行っていない自治体もあることから、公平性に欠け、自治体間でも問題になっていくのではないかと心配をしている。生徒たちや教育現場の混乱を招かないためにも、スピーキングテストの結果を公立高校入試に使用しないよう、都に求めていくべきではないか。区の所見を伺う。

ICT教育の実施状況および支援体制について、区の現在の状況と今後の対策を伺う。

区は「ヤングケアラー実態調査」を公表し、小学6年生419人7.8%、中学2年生273人6.6%が、家族の世話をしているヤングケアラーであることがわかった。家族の介護には、病気や障害を抱えたひとり親・認知症のある家族・障害のある兄弟の世話など、様々状況がある。今後は、ヤングケアラーの状態の変化に合わせ、教育・子育て・福祉・保健の分野で連携していくとしている。プッシュ型支援体制を急ぎ構築していただきたいが、どのような支援体制の構築をイメージされていくのか、区の所見を伺う。

【答弁】

受験した生徒の数については、実施主体である東京都教育委員会から報告を受けていないため、答えられない。

テストを受けられなかった生徒に対しては、来年2月に行われる入試の得点を踏まえ、当該生徒が不利にならないように取り扱う旨、都教委から説明を受けている。

また、本テストは、日頃の授業で行っている言語活動と関連した出題内容で、学校での授業で十分に対応できるものであるため、特定の試験の受験経験が有利になることはない、と、都教委から聞いている。

都立高校の入試においては、学習指導要領で求められている「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、そして「話すこと」の4技能の習得状況を測ることが重要であると、都教委は説明している。練馬区教育委員会として、都教委に中止を求める考えはない。

令和2年度末にタブレットパソコンの児童生徒1人1台配備が完了し、昨年度から本格的な活用が始まった。授業でICT機器を活用した頻度は着実に高くなっている。今年度は、ICTを活用した学びの充実に向けて、4月に各校へ「教育ICT実践事例集」を配布するとともに、8月に教育ネットワークの回線を強化し、教員用タブレットパソコンを配備した。

今後、令和6年度に予定されているデジタル教科書の導入を見据え、デジタル教材の使用法やタブレットの通信環境を検証のうえ、必要な方策を検討していく。引き続き、ICTを効果的に活用し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな教育活動を推進していく。

ヤングケアラーへの支援にあたっては、本人や家族の置かれている状況を把握し、関係機関が共通認識のもと役割分担し、連携して支援することが必要である。新たに作成するチェックシートなどを活用して早期の把握に努めるとともに、介護保険事業者やボランティア団体など、地域の関係者に発見や支援の協力を働きかけながら、各分野が連携した相談支援体制を整えていく。

学校給食の無償化と英語スピーキングテストについて

【質問】

国へ学校給食費を無償化するための財源を求めている。また、国が無償化するまで、区として無償化に踏み出していきたい。見解を伺う。

中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の問題の1つは、公平性が保たれていないことである。かつて文部科学省からも東京都教育委員会からも「業者テストに依存しない進路指導」として業者テストを実施しない旨の通達が出ていたが、ESAT-Jは、問題作成から試験、採点までを全てベネッセが行うことになっている。「業者テストに依存しない」という通知の内容は変更されたのか、伺う。

「都立高校入試英語スピーキングテストに反対する保護者の会」が行った保護者アンケートで、学校において保護者の同意なく申し込んだケースが9自治体あり、その中に練馬区が含まれていたことが分かった。今回の申込み状況について、区として全校の保護者、受験生への実態調査を行うべきである。いかがか。

また、ESAT-Jの結果を都立高校入試に活用しないこと、今後はESAT-Jは中止するよう都に求めるべきである。見解を伺う。

【答弁】

学校給食費は、学校給食法の規定に基づき、保護者に食材料費をご負担いただく考えに変わりはない。今年度の学校給食への食材費補助については、物価上昇が続いている状況を踏まえ、来年3月まで延長した。生活困窮世帯に対しては、就学援助制度により援助を行っている。国に無償化を求める考えはなく、区独自に無償化する考えもない。

スピーキングテストは、中学校で身に付けた英語を話す力を客観的に評価するとともに、生徒の高校における英語学習につなぎ、中学校と高校における英語指導の充実を図ることを目的としている。

本テストは、東京都教育委員会が設置する問題等検討委員会において、都教委が定める出題方針に則り内容を決定しているため、業者が単独で作成しているGTECとは異なるものであり、業者テストには該当せず、指摘の通知に当てはまるものではない。

本テストの申込における保護者同意に関しては、現段階において保護者から区や学校へ

の問い合わせはなく、実態調査を行う予定はない。

また、都立高校の入試においては、学習指導要領で求められている「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」、「話すこと」の4技能の習得状況を測ることが重要であると都教委は説明している。そして練馬区教育委員会として、都教委に中止を求める考えはない。

給食について

【質問】

練馬区ではアレルギーがある場合、年1回診断書の提出を必要とし、それ以外は診断書不要としながら、実際には提出を求められるケースがある。他区ではアレルギーやそれ以外の理由でも医師の診断不要で、親の判断により給食での提供を停止できる学校もあると聞いている。手続きの簡素化を求めるが、見解を伺う。

ストローレス牛乳の導入を求めるとともに、メーカー、都、国にも、ストローレス推進を働きかけていただきたい。見解を伺う。

武蔵野市は都市でありながら、契約農家と提携しつつ有機給食を実現した。練馬区も区内の有機農業化をさらに支援し、地産地消を進める一方で、地方と提携し、まずは、米から有機に変えることを提案する。練馬区でも特別栽培米を取り寄せる学校もあり、その取組を全校に広げたり、米食週3.8日のうちの1日から始める等、進めていただきたいが見解を伺う。

フードショックに備え、国産小麦へ転換すべきである。見解を伺う。

【答弁】

学校給食の第一の目標は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることにある。

牛乳は、必要なカルシウム摂取のために提供している。アレルギー等により、牛乳を含め摂取できない食材がある児童生徒には、校内で個々の状況を共有し、学校生活を安心して送れるようにするため、年1度の診断書の提出をお願いしている。

プラスチックストローについては、都および容器等を製造する牛乳メーカーに対し、廃止を働き掛けていく。

オーガニック、有機栽培作物は栽培に労力やコストを要すること等から、耕作地面積も全国の耕作地の0.5%程度となっており、流通量の点から学校給食への導入は困難である。国は、耕作地の比率を25%まで引き上げることを目標としていることから、その動向を注視していく。

国産小麦は輸入小麦の2倍の価格となっており、国産小麦への転換は保護者の負担増にも直結することから、物価上昇が続く現在の状況では学校給食への導入は困難である。

学校施策について

【質問】

学校に設置されている遊具は、学校教育だけでなく、学童クラブやひろば事業でも利用され、活用されていることから、安全性を高めることは何より重要と考える。設置する遊具の種類、事故の発生頻度に応じ、時宜にかなった遊具の点検や修繕、更新を行い、安全性を向上させ事故を繰り返さない取組を要望するが、今後の遊具の管理に関する基本的な考え方を伺う。

教育委員会、学校、学童クラブ、ひろば事業が切れ目なく連携して、予測される危険防止対策や、子供たちに遊具の正しい使い方や事故につながりやすい行動を適切に伝えることを徹底していくべきと考えるが、区を取組を伺う。

学校給食について急激な物価高騰を受けて、利用しない食材が散見され、栄養バランスは取れているものの、バリエーションが少なく感じられる。食育の観点からも、バリエーション豊かな食事の提供が求められるが、給食の質の確保へ向けた区を取組について伺う。

現在、給食用牛乳は東京都が区域ごとに分けて採用・納入しており、15区域のうち5区

域に納入する3社がプラストローを採用していない紙パックを利用している。また、プラストローのある区域の一部ではバイオマスストローを採用している。都に対し、バイオマスストローの採用、もしくはプラストローの廃止を要望していくのと同時に、廃ストローが出るのであれば、給食後に回収し、リサイクルする取組を行うなど、以前から取り組んでいる練馬産野菜の地産地消や、学校給食残渣「練馬の大地」への取組等も含めた区の様々なSDGsへの取組を教育に生かしていくよう要望するが、区の所見を伺う。

【答弁】

遊具の事故を防止するため、各小学校では、遊具の特徴に応じて、腐食や破損などの経年劣化、ケガを起こしやすい隙間や突起はないかなど日常点検を行っている。異常が認められた場合には、専門業者による点検を実施し、必要に応じて修繕を行っている。引き続き、遊具の安全性の確保に努めていく。

各小学校では、学校安全計画を定め、交通事故の防止や不審者への対応などの安全指導に加えて、遊具などの正しい使い方や使用時の安全確認の方法などの指導を行っている。今回、教育委員会から通知を発出し、学童クラブやひろば事業においても各小学校の学校安全計画に基づく遊具の使用ルールや危険防止対策などについて共通理解を図ること、事故が発生した際には情報共有を図ることを徹底した。引き続き、児童が安全に遊具を使用できるよう取り組んでいく。

「練馬区立小中学校における食育推進計画」で目標に掲げる、食品を選択する能力や食文化の理解を促すため、日頃からバリエーション豊かな食事に接することが必要である。

区は本年4月から物価上昇に対応した給食食材料費への補助を実施し、献立の選択肢を広げ、多彩な給食の提供に努めている。

プラスチックストローについては、都および容器等を製造する牛乳メーカーに対し、廃止を働きかけていく。

また、大根やキャベツの一斉給食などの地産地消やリサイクルの推進など、取組の意義を子供たちにわかりやすく伝え、食育の推進に努めていく。

子どもの安全対策について

【質問】

「見守り用GPS端末」は、名刺の半分くらいの大きさの薄型の小型端末で、ランドセル等の持ち物に入れ、GPSや街中のWi-Fiルーターとの通信状況などから、数分おきに子供の居場所を送信し、家族はスマホアプリから移動場所が分かる機器である。防犯講習などの機会を通じてGPS端末等のITを活用した機器が存在することを保護者に紹介すべきと要望する。区の所見を伺う。

学校教育現場では、低学年向けに防犯標語の周知啓発などを警察と連携しセーフティ教室として行われているが、学校内だけでは学べないことが多々あると考える。校外での防犯教室を小学校全校で実施すべきと要望する。区の所見を伺う。

静岡県牧之原市で起きた、認定こども園通園バス車内で3歳の園児が死亡する事件を受け、国は来年4月より、幼稚園バスへの安全装置設置を義務付ける緊急対策を取りまとめた。区として4月を待たずに、早急に幼稚園バスへの安全装置の設置と点呼確認体制の徹底を行うべきと要望する。区の所見を伺う。

【答弁】

教育委員会では、これまで、教育委員会事務局への警察官OBの配置、学校への民間警備員の派遣、通学区域への防犯カメラの設置など様々な方法で、児童・生徒の安全対策に取り組んできた。保護者が子供の居場所を把握できるシステムについては、GPSによるものをはじめ、様々な製品が開発されている。「通学路安全点検」や「子供の見守り・安全講習会」など、保護者の集まる機会をとらえて、情報提供していく。

小学校では、都の「安全教育プログラム」に基づき、社会科などの地域学習において、学区域にあるひまわり110番の場所の確認や、事故や事件が起こりやすい場所の地域安全マ

ップの作成などに多くの学校が取り組んでおり、校外で起こる危険性を理解し、行動できる力を身に付けられるよう指導している。今後は、生活指導主任会などを通じて、各校の取組について情報交換を図るなど、子供の目線を反映した防犯教育を一層充実させていく。

本年9月に他県で発生した事故を踏まえ、区では、私立幼稚園38園のうち、通園バスを運行している25園全てに対し、バスの運行状況や園児の出欠確認方法等を調査し、改めて安全な運行と確認の徹底を指導した。通園バスへの安全装置については、今年度中の設置ができるよう、現在、国および都が検討しており、内容が判明次第、早期の導入に向けて取り組んでいく。引き続き、各幼稚園と連携しながら、園児の安全の確保を図っていく。

主権者教育について

【質問】

練馬区でも高校生による選挙キャンペーンや区立学校で模擬投票等を行っているが、給食のメニューといった架空の投票ではなく、現実の政治を題材とすることや、政治家にリアルで接することが重要である。区立の学校でも、実際の議員や候補予定者と呼んでの討論会などリアルな取組も行うべきである。見解を伺う。

【答弁】

区立小中学校では、社会科や道徳科などの授業を通して主権者教育を実施している。また、学級活動や児童会・生徒会活動などで、学校生活上の諸問題や学校行事の計画・運営等について、児童生徒が話し合いを通じて合意形成や、意思決定したりするなど、民主的に物事を解決する方法を体験的に学んでいる。

学習指導要領では、主権者教育の実施に当たり、教育基本法で禁止されている特定の政党を支持する政治教育とならないよう、十分留意する必要があるとしている。政治家等を学校に招く場合には、全政党の議員を招く必要があり、区立学校での実施は現実的に困難である。

新しい学校と子どもの権利について

【質問】

練馬区でも生徒自身が考えて決めるプロジェクト型学習中心のカリキュラムへ転換すべきである。当面は総合学習の時間を増やすこと。小規模のよさを活かし、小竹小や旭丘小中一貫校などをモデル校にすること。新しい学校づくりについての見解を伺う。

「適応するよう指導する」という「適応指導」や、「適正」という言葉を使い、「適正規模を確保し、適正配置を進めていく必要」という表現など、子供を枠にはめる言葉や考え方を改めていただきたい。所見を伺う。

【答弁】

区立小中学校では、総合的な学習の時間において、横断的・総合的な学習を通し、探究的な学びを深めながら、自己の生き方を考える資質や能力を育てている。今月、区の研究指定校として全国に授業を発表した開進第三小学校では、令和元年度からの4か年にわたり課題研究に取り組み、農家の方との対話から、児童自らが美味しい野菜作りに興味をもち、課題を見付け、解決策を見出しながら収穫する等、主体的に活動に取り組む探究的な学習を推進してきた。今後も、このような特色ある取組を研修会等を通じて全校に広げ、学校の規模にかかわらず、地域の特性を生かした独自の教育活動を推進していく。

なお、各教科等の授業時数は学校教育法施行規則で定められており、総合的な学習の時間を増やす考えはない。

適応指導教室事業は、国が不登校対策として全国自治体に導入を進めてきた事業の名称である。区では、適応指導教室で児童生徒の日々の状態を観察し、保護者とも情報共有したうえで支援方針を決定するなど、一人ひとりに寄り添った支援をしている。先日結果を公表した不登校実態調査では、適応指導教室を利用した方の約9割が「利用をして良かった」と回答している。

た」と答え、生活満足度も高いなど、支援の効果が実証されている。

学校は、学習だけでなく生活集団としての目的があり、一定規模の集団の中で児童生徒を育成していくことが重要である。こうした観点から、学校教育法施行規則では、学級数の標準を12以上18以下としているものと認識している。学校運営を行う上で、適正な規模を確保し、良好な教育環境を整える必要がある。

幼児教育について

【質問】

働き方の変化や幼児教育への期待等、社会の変化をうけて、幼稚園、保育園、認定こども園における連絡と連携の充実は、ますます高まっていると感じる。区の間組を伺う。

各施設の連絡体制の強化と交流の拡大は、区の子供政策においても、重要な要素であり、今後、更なる充実を図るための間組が必要であると考えます。所見を伺う。

【答弁】

幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培う上で重要であり、幼稚園、保育所などの施設類型に関わらず、幼児期に育まれる資質や能力と小学校教育との円滑な接続が必要である。区では、「練馬区教育・子育て大綱」において、幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にするを、重点施策の一つに位置付けている。幼稚園、保育所、小学校の教職員が参加する幼保小連携研修を毎年度実施し、関係者同士の交流の機会を設けている。

また、練馬こども園と区立保育所では、幼稚園教諭と保育士の交流事業等を実施している。今後も、幅広く関係者に参加を働きかけていく。

令和3年5月、国は「幼児教育スタートプラン」を公表し、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラムや教育方法の充実・改善にあたることを推奨している。こうした国の間組を受け、区教育委員会では、平成30年6月に作成した「ねりま接続期プログラム」の令和5年度の改定に向けて、幼稚園・保育所・小学校の代表者で構成する幼保小連携推進協議会において、検討を進めている。

子育て支援について

【質問】

コロナ禍により少子化が想定を上回るスピードで進んでいる。出生動向基本調査によると、「夫婦が理想の数の子供を持たない理由」の52.6%が「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と経済的理由を挙げている。区の子少化克服への優先課題について伺う。

今後も待機児童ゼロの継続とともに、諸課題を整理解決し、多様な子育て支援の充実に取り組むべきと提案する。所見を伺う。

区では、0歳から3歳の乳幼児とその保護者が遊んだり、交流の場の「ぴよぴよ」があるが、3歳児には物足りないとの声をいただいている。和光市の「わびあ」のような雨の日など屋内でもおもしろく遊べる場所の整備を要望する。所見を伺う。

【答弁】

少子化が加速する中、子育て施策は保育行政だけでなく、労働政策、児童手当など、総合的な観点で、国全体で取り組むことが必要である。区は、2年連続で保育所待機児童ゼロを達成したほか、「練馬こどもカフェ」など区独自の間組や、低所得世帯、ひとり親家庭への支援をはじめ、様々な経済的支援を実施している。引き続き、各家庭が子育てのかたちを選択できるよう、子育て支援の充実を図っていく。

保育所ではこれまで、園庭開放や地域交流、ふれあい給食などを通じて在宅子育て家庭への相談支援を行ってきた。引き続き、支援の充実に取り組んでいく。

区は、子育てのひろばを平成27年度の22か所から26か所に、外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」を27年度の4か所から7か所に順次拡大してきた。児童館等でも乳

幼児が安全に遊べる場所を提供している。今後とも年齢に適した遊び場の充実を図っていく。

保育所の人員体制について

【質問】

保育現場でも、事故報道のたびに対策されてきたが機器やICTだけでなく、人手を増やすことが最優先である。事故防止の観点で、人員体制を強化する重要性について見解を伺う。

【答弁】

区は、国の基準に上乘せし、保育士や看護師等を加配して保育を行っている。現時点で、事故防止の観点で区独自に人員体制を強化する考えはない。

中高生の支援について

【質問】

非行による一時保護の状況を伺う。

練馬区では「練馬区青少年育成活動方針」のリーフレット等で相談窓口を周知しているが、肝心の子供たちに周知が行き届いているのか不安を覚える。今後は、どうしたら子供たちに伝わるのかを、子供たち自身に考えさせることも必要ではないかと提案するが、区の所見を伺う。

現在、児童館に来館する中高生はどの程度いるのか。また、最近では児童館の取組の一つとして「中高生カフェ」に力を入れていると伺ったが、状況を伺う。

児童館に多くの中高生が訪れるようになれば、その子供たちの日常の様子に変化があることを児童館の職員は気付くのではないかと考える。また、様子の変化に気付けば相談に乗ることも可能である。中学校卒業後も、その高校生が児童館を訪れるようになれば、引き続き、見守ることが出来るようになるが、児童館という名称は幼いイメージがあるため、中高生は行きづらいのではないかと考える。中高生が行きやすい名称に変更するくらいの意気込みで取り組むべきと考える。所見を伺う。

【答弁】

令和3年度、東京都児童相談所が非行を理由として一時保護を行った12歳以上の子供は538人だった。また、一時保護全体に占める非行の割合は3割弱となっている。

一般的に非行の背景には、被虐待体験、不適切な養育や、大人に対する不信感・反抗心があることが多いと言われている。非行に関する相談には、心理的なアプローチが重要であるため、区は、児童相談所などと連携して対応している。

相談先は、全児童生徒に毎年配布する「青少年育成活動方針」や「子ども相談カード」、各学期の初め、長期休業前、夏休み明け直後に配布する国や都、NPO法人などを含む様々な相談窓口を記載した「リーフレット」などにより伝えている。

さらに、全児童生徒に配布したタブレットには、誰にも知られずに相談ができる「子ども相談メール」や相談先が一覧となっている「TOKYOほっとメッセージチャンネル」を登録する等、子供達が身近にアクセスしやすいコンテンツを用意し、対応している。

今後、児童館等で子供自身に考えを聞き、より効果的な周知に取り組んでいく。

区は、平成18年度、モデル事業を開始し、22年度から本格実施した。28年度から、全17館に拡大し、児童館を利用している中高生は、概ね年間4万人となっている。令和2年度に試行開始した「中高生カフェ」は、くつろいだ環境の中で勉強や友達など様々なことを気軽に話したり聴いたりすることで、心配や不安を軽減し喜びを共有する、寄り添い型の相談機能の強化を目指している。

区内の全ての都立・私立高校に児童館の事業等を紹介したところ、「出前中高生カフェ」への要請があった。今月から高校1校で月1回、図書室を使用してスタートすることとなった。今後とも、課題を抱える中高生が孤立することのないよう支援につなげていく。

また、児童館の名称については、中高生の意見も聞きながら、検討していく。

児童虐待について

【質問】

2016年から直近までの練馬区における通告・対応件数の推移を伺う。

練馬区における対応状況について、所見を伺う。

区で行った実態調査を受けて、学校等で発見したヤングケアラーの情報集約、情報の一元管理のもと、より実態を把握する仕組みを整備するとともに、ヤングケアラーの状態の変化に合わせ、教育、子育て、福祉、保健の分野で連携し支援する体制の構築を目指していくとしているが、「地域社会」という概念も入れていただきたい。ヤングケアラーを含む虐待防止への取組は社会全体で取り組む課題であり、練馬区はその全てを横串で繋いでいく動きをとっていただきたい。所見を伺う。

【答弁】

児童虐待の件数は、警察からの通告件数の増加に伴い増加傾向にあり、内容についても複雑化・深刻化している。区子ども家庭支援センターへの通告件数は、平成28年度には396件だったが、令和3年度は、1263件と約3倍になっている。

子ども家庭支援センターでは、通告のあったすべてのケースについて、調査結果をもとにリスクアセスメントシートを用いて、リスク評価を行い、対応している。また、毎週開催する支援検討会議において、弁護士や児童相談所勤務経験者等の助言を受け、必要に応じてリスク評価を見直している。0歳児などハイリスクで重篤化する可能性があるケース等は、練馬区虐待対応拠点において、日常的に都区でリスク協議を行っている。引き続き、ケースの状況を踏まえながら、都区協働による適切な支援を行っていく。

ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるには、地域全体で子供たちを見守り、周囲の大人が早期に子供の变化に気付くことが重要である。

区では、ヤングケアラーを理解し、早期に発見するためのスキル向上研修を、小中学校の教職員、児童館職員や介護事業所など、子育てや福祉に関わる職員を対象に今年度実施した。今後も、継続的に関係者への研修を実施し、スキルの向上に取り組む。

あわせて、区報や区ホームページなど様々な媒体により、ヤングケアラーについて周知・啓発を行うとともに、「練馬区介護週間」などのイベントの機会を通じて、幅広く地域への情報発信に取り組んでいく。

また、ヤングケアラーの子供や家庭は、要保護児童対策地域協議会の地域ネットワーク会議の対象となることを、教育、子育て、福祉、保健の関係者に改めて周知した。今後も、地域の関係者に発見や支援の協力を働きかけながら、各分野が連携した相談支援体制を整えていく。

18歳以降の支援体制について

【質問】

子ども家庭支援センターにおいて見守りを行っていた子供のうち、18歳以降も関わりが必要と思われる対象の方のケアは、どのようにその先につなげていくのか、伺う。

【答弁】

令和3年12月21日付で閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」は、基本理念の一つに「こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援」を掲げている。

子ども家庭支援センターでは、妊娠期から保健相談所と連携して特定妊婦の支援を行っている。要保護・要支援の子供や家庭に対しては、定期的な家庭訪問や面接を行い、子供や家庭の状況の把握に努め、必要に応じてショートステイサービスを提供するなどの対応を行っている。

また、複合的な課題がある子供や家庭については、福祉、保健、教育、子育て等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を活用し、連携して相談支援を行っている。18歳以上で支援が必要となる場合は、福祉事務所、保健相談所などと連携し、家庭や子供の状況に応じて、福祉サービス等につなぐなどの対応をしている。引き続き、福祉・保健部局などと連携しながら、切れ目のない支援を行っていく。

子どもアドボカシーについて

【質問】

練馬区も、子どもアドボケートの仕組みを構築すべきである。現在国では、社会的養護における制度として進めているが、本来すべての子供たちに保障すべきであり、独立性と権限をもった機関が必要である。見解を伺う。

区でできることとして、勉強会、ピアアドボカシーの場づくりや意識啓発等の取組を求める。見解を伺う。

【答弁】

令和6年4月から施行される改正児童福祉法では、都道府県は、児童相談所が一時保護等の措置を行う際に、子供の意見表明等を支援する事業を実施することが努力義務とされている。都は、令和3年12月から都児童福祉審議会専門部会において、子供の意見表明を支援する仕組みの検討を行っており、今後予定される専門部会からの提言を受けて体制を整備すると聞いている。都と緊密に連携し、子供たちの権利擁護に取り組んでいく。

区では現在、専門性を有するスクールソーシャルワーカーや児童館職員などが、子供たちの声を丁寧に聞き取り、子供の最善の利益となるよう支援している。また、こどもまつり、子ども議会等の子供に関わる事業の企画、実施にあたり、子供たちが主体的に考え活動できるよう取り組んでいる。こうした取組が、子供が社会の一員であり、権利の主体であることへの理解につながるものと考えており、引き続き取り組んでいく。

参考) 区長部局答弁

区における児童相談体制について

【質問】

区は、児童相談体制の強化について独自に取り組み、2020年7月には練馬区虐待対応拠点を作成した。区の子ども家庭支援センター内に都児相のサテライトオフィスを設置し、都区共同実施モデル事業として注目された。また、連絡体制の強化により、多くの実績を成し遂げてきた。改めて、練馬区モデルの利点を伺う。

2024年に東京都により練馬区児童相談所が設置される。これまで虐待対応拠点が担っていた役割と使命は、次の体制において、どのように強化されるのか伺う。

【答弁】

子供を虐待から守るためには、区による地域に根差したきめ細かい寄り添い支援と、都の広域的・専門的支援の組み合わせがベストである。令和2年7月、練馬区と東京都が共同で設置した虐待対応拠点は大きな成果を上げている。例えば、両親からの虐待を恐れて、学校からの帰宅を拒否した事例では、児相職員が拠点から学校に直ちに駆けつけ、一時保護につながった。一時保護から家庭に復帰した事例には、児相職員と子ども家庭支援センターの職員が連携して継続的に支援している。

東京都は、令和6年度に都立練馬児童相談所を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。都区連携による児童相談体制が更に強化されるものである。都区合同の検討会議や虐待通告に基づく合同の家庭訪問などが常時可能となり、一時保護や児童養護施設入所などの法的対応も迅速に行われるようになる。引き続き、都区の連携を着実に進め、児童相談体制の更なる充実を図っていく。

資料 4

令和5年1月13日
教育委員会事務局

令和4年第四回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

- 1 日付 令和4年12月6日(火)
- 2 場所 全員協議会室
- 3 質問要旨

子育てに関する 質問内容	低所得の子育て家庭への臨時給付金について
	1) 給付目的、給付額、給付方法、給付スケジュール、周知方法、対象世帯および見込み世帯数について
	2) これまでの子育て家庭への給付実績について
	3) 生活保護における給付金の収入認定について
	4) 所得税における給付金の取扱いについて
	5) 他自治体における子育て家庭支援の取組について